

「広報いしがき」広告枠規格仕様書

(趣旨)

1 本仕様書は、石垣市が発行する広報紙「広報いしがき」(以下、「広報紙」

という。)に掲載する広告枠の規格について定めるものである。

(広告枠の規格・位置・枠数)

2 広報紙の広告枠の規格・位置・枠数については、次のとおりとする。

規格 (第1種) 幅86.5 ミリメートル 高さ43.3 ミリメートル

(第2種) 幅182.4 ミリメートル 高さ43.3 ミリメートル

(第3種) 幅86.5 ミリメートル 高さ93.6 ミリメートル

(第4種) 幅182.4 ミリメートル 高さ93.6 ミリメートル

位置 11~12 ページ(広報紙が12 ページの場合)、15~16 ページ(広報紙16 ページの場合)の最下部とする。

枠数 各ページにおいて、次の枠数を超えないものとする。

レイアウトー1 第1種4枠

レイアウトー2 第2種2枠

レイアウトー3 第3種2枠

レイアウトー4 第1種2枠と第2種1枠

レイアウトー5 第1種2枠と第3種1枠

レイアウトー6 第2種1枠と第3種1枠

レイアウトー7 第4種1枠

(広告掲載料)

3 広告掲載料は、次のとおりとする。

(第1種) 1枠 15,000 円

(第2種) 1枠 30,000 円

(第3種) 1枠 30,000 円

(第4種) 1枠 60,000 円

(広告枠の扱い)

4 広告は1枠につき、1件とし、1つの事業者等につき各月の広告掲載は、1件に限る。

(印刷の色)

5 広報紙の色にあわせる。

(広告原稿の入稿)

6 広告原稿は、毎月1日までにDX課へ原稿を提出し、広告審査会の審査を受け、毎月18日までに完全版下で印刷業者に入稿する。

(校正)

7 最終校正には必ず立ち会うこと。

(ホームページでの取り扱い)

8 市ホームページに掲載する「広報いしがき」には、広告は掲載しない。

(その他)

9 その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議して定める。